

廃棄物海洋投入処分許可申請書

令和3年12月9日

環境大臣 山口 壯 殿



申請者

住所 新潟県柏崎市青山町16番地46
 氏名 東京電力ホールディングス株式会社
 柏崎刈羽原子力発電所
 常務執行役 柏崎刈羽原子力発電所長 稲垣 武之
 （法人にあつては名称及び代表者の氏名並びに住所）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第10条の6第1項 の規定により、船舶からの
 第18条の2第1項 海洋施設
 廃棄物海洋投入処分の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類		一般水底土砂：柏崎刈羽原子力発電所の専用港湾における浚渫事業に伴って発生する水底土砂で、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第10条第2項第5号口の政令で定める基準に適合するもの。（詳細は別紙-1のとおり）
※許可の年月日		年 月 日
※許可番号		
△廃棄物の海洋投入処分に 関する実施計画に係る事項	廃棄物の海洋投入処分をしようとする期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日
	海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	体積量 165,000m ³
	単位期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	令和4年4月1日～令和5年3月31日：33,000m ³ 令和5年4月1日～令和6年3月31日：33,000m ³ 令和6年4月1日～令和7年3月31日：33,000m ³ 令和7年4月1日～令和8年3月31日：33,000m ³ 令和8年4月1日～令和9年3月31日：33,000m ³
	廃棄物の排出海域	以下の4点からなる500m×500mの正方形の海域 北緯37°24'55.0" 東経138°33'44.6" 北緯37°24'40.6" 東経138°33'35.4" 北緯37°24'47.6" 東経138°34'02.7" 北緯37°24'33.2" 東経138°33'53.5" 排出海域位置図は、別紙-2のとおり
	廃棄物の排出方法	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年環境省令第28号）第6条第1項に規定する排出方法。 具体的な方法は、別紙-2のとおり なお、当該船舶の航行中に排出しない。
△廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項	監視の方法	別紙-3のとおり
	監視の頻度	別紙-3のとおり
備考 1 ※の欄は記載しないこと。 2 △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		